



第 49 号

発行所  水土里ネット新利根川  
新利根川土地改良区  
稲敷市幸田3542  
TEL 0299-79-2417(代)  
FAX 0299-79-2357

編集兼 理事長 高 城 功  
発行人  
印刷所 株 式 会 社 タ ナ カ



改良区の概要／地区面積：5,712ha 組合員数：4,284名 総代：78名 理事：17名 監事：5名 職員：16名



新利根川土地改良区

理事長 高城

功

初夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。農業情勢が厳しい中、日頃よりご支援ご協力を頂いておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、三月二八日に第一六三回通常総代会が、稲敷土地改良事務所より大塚所長、県土連県南事業所より小沢所長ご臨席のもとに開催されました。金江津地区の高橋総代を議長とし、平成二九年年度補正予算及び平成三十年年度予算について、総代の皆様に慎重審議を頂き、全議案が原案通り可決承認されました。これに従い効果的かつ効率の良い予算の執行及び運営に取り組みでまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

今年度より米の生産調整等の枠組みが取り払われることにより、農家自身が需給を見据えなければなりません。収入保険制度が導入されるとのことですが、今後は変動する米価に対して、生産コストをいかに抑えるかが重要になってきます。その為には農業基盤の整備と農地の集積が必要不可欠です。この基盤整備のための国の農村振興関係予算は、今年度四、三〇八億円が確保されました。しかし、これは大幅に減額される前の平成二二年度と比較して約七五%しか回復しておらず、十分に確保されているとはいえない状況です。事業の採択要件を満たしているにもかかわらず、国や県の当初予算の不足から採択を待たなければならぬ状況も考えられます。当地区には、老朽化が進み早急な更新整備を必要としている施設もありますので、引き続き当初予算の十分な確保を目指して、予算要望活動

を続けて参ります。

また、担い手のへの農地の集積・集約につきましては、農地中間管理機構に協力するとともに、新たに整備された土地改良制度等を有効活用し、農地の集積・集約と、農家負担の少ない事業実施の両方を図っていききたいと考えております。

県営灌排償還金及び、その他土地総地区の償還金については早期に賦課を完了できるように、引き続き調整を行っております。(新橋地区及び八筋川開拓地区は償還を開始したばかりのため、除かせていただきます。)長年の負担から解放されたところではあります。が、当地区の基幹的水利施設は着工からすでに三八年が経過しているものもあり、大規模な更新事業の計画が必要となる時期になっております。また、償還完了に伴い、賦課金の滞納に関してさらには厳しい姿勢で臨みたいと考えております。徴収対策委員会を中心に、未納者に対しては差押え等の滞納処分を迅速に行い、組合員の皆様に不公平の無いよう努めてまいります。

また、本年度も引き続き用水の休止日を設定し、実施していくことを、理事会で決定いたしました。今年は高温が予想されておりますが、皆様には引き続き用水の掛け流し等は行わないよう、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、農業農村を取り巻く状況や、国の示す農業農村整備事業の方向性により、当地域においても、「攻めの農業」への転換を図るべく、生産コストの低減や地域に合った高収益作物による営農体系の強化を目的とした対策を検討していくことが重要であると思っております。情勢の変化を注視し、国、県、市、町、JA等の関係機関と協力し、土地改良区が組合員の皆様に対して、その役目を果たせるよう努めて参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。とさせていただきます。





ごあいさつ

茨城県南農林事務所  
稲敷土地改良事務所  
所長 大塚 正美

稲敷土地改良事務所の大家  
でございます。昨年度に引き  
続きどうぞよろしくお願いい  
たします。

新利根川土地改良区の皆様  
には、日頃より、本県の農業  
振興並びに農業農村整備事業  
の推進につきまして、ご理解  
とご協力を賜っておりますこ  
とに厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村の環境は、  
米価の低迷、農業従事者の高  
齢化や担い手不足、耕作放棄  
地の増加、農業水利施設の老  
朽化、農地の集積・集約化の  
遅れなど、様々な課題に直面  
しております。

このような中、本県農業を  
さらに発展させていくため、  
県といたしましては平成29  
年12月に「新しい茨城づく  
り政策ビジョン」を策定いた

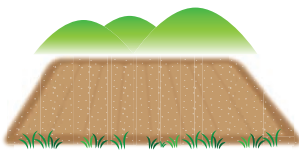
しまして「革新的な産地づく  
り」や「経営感覚に優れた経  
営体の育成」等を進めてまい  
ります。このような中、土地  
改良事業につきましては、  
「産地を支える経営体づく  
り」を進めるための、基盤づ  
くりとして不可欠であり、ほ  
場の大区画化をはじめ、基盤  
整備を契機とした担い手への  
農地集積、老朽化した農業水  
利施設の長寿命化対策、多面  
的機能支払交付金を活用した  
農地や用排水路等の保全管  
理、さらには東日本大震災や  
関東・東北豪雨災害等の自然  
災害を教訓とした防災対策な  
どを進めてまいります。

当事務所では、今年度も水  
田農業を支える生産基盤の整  
備や老朽化が進む農業水利施  
設の長寿命化対策を中心とし  
た県営事業等に取り組んでま  
います。しかしながら、今

年度の予算につきましては、  
農業水利施設の更新・補修に  
関する事業が特に厳しい状況  
となっております。このた  
め、土地改良区の皆様のご要  
望を関係機関へつなぎ、事業  
が円滑に展開できますよう、  
更に努めてまいります。

農業農村を取り巻く環境は  
厳しいものがありますが、当  
事務所としましては、農業・  
農村が維持発展できますよ  
う、職員一同取り組んでまい  
りたいと考えておりますの  
で、引き続き、皆様方のご理  
解とご協力をお願いいたしま  
す。

結びに、新利根川土地改良  
区の益々のご発展と皆様方  
のご健勝をご祈念申し上げま  
して、ごあいさつといたしま  
す。



### 農地を貸したい

- 規模縮小 ● 経営転換 ● 農地相談 でお困りの方

#### メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、協力金の交付が受けられます。

貸付

### 農地を借りたい

- 規模拡大 ● 新規参入 をお考えの方

#### メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付(転貸)

## 「農地集積バンク」 茨城県農地中間管理機構

### 機構が借り受けられる農地の基準 (主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

茨城県農地中間管理機構 (公益社団法人茨城県農林振興公社)

茨城県水戸市上国井町 3118-1

TEL. 029-239-7131

## ごあいさつ



茨城県土地改良事業団体連合会

県南事業所

所長 小沢裕市

昨年度に引き続きまして、土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることになりました小沢でございます。本年度もよろしくお願い致します。

新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大、農業水利施設の老朽化など様々な課題に加え、人口減少や少子高齢化に伴う国内市場の縮小、貿易自由化の動きなど、今後も厳しい環境が予想されます。

さて、昨年九月に改正土地改良法が施行され、担い手へ

の農地の集積・集約に向け、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設、更には、耐用年数を超過した農業水利施設の増加に伴う突発事故への対応など、農業競争力の強化に向けた施策が展開されております。

このような中、近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずること等が盛り込まれた「土地改良法の一部を改正する法律」が本年三月の国会に提出されました。今後の改良区運営に大きく影響することが見込まれます。

また、農業従事者の減少や、農村の混住化が今後ますます進んでいくことが見込まれる中で、将来にわたり農業

水利施設を適正に維持管理していくためには、土地改良区の体制強化と、適時、適切な補修及び管理が必要となっております。

その土地改良事業を推進し、基幹的農業水利施設等を維持管理している土地改良区は、農村環境の保全をはじめとして、その存在意義は、更に高まっていくものと考えております。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であるということ踏まえながら、会員の皆様と一緒に本県農業の振興・発展に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。





平成三十年三月二十八日 議長  
 (水)当改良区大会議室において総代会が開催されました。総代定数七十八名の内六十九名が出席され、慎重審議の結果、提出された議案すべてが原案通り可決及び承認決定されました。

**第一六三回  
 通常総代会を開催**



(高橋 孝 議長)

来賓  
 大塚 正美 (稲敷土地改良事務所長)  
 小沢 裕 市 (茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長)  
 高橋 孝 総代 (金江津地区)

**【決議された議案】**

**議案第 1 号**

平成29年度新利根川土地改良区一般会計二次収支補正予算について

**議案第 2 号**

平成29年度特別会計基本財産積立金第二次収支補正予算について

**議案第 3 号**

平成29年度特別会計償還準備積立金第二次収支予算について

**議案第 4 号**

平成29年度特別会計退職給与積立金第二次収支補正予算について

**議案第 5 号**

平成29年度特別会計基幹水利施設管理事業収支補正予算について

**議案第 6 号**

平成29年度特別会計償還金第二次収支予算について

**議案第 7 号**

平成30年度新利根川土地改良区一般会計収支予算について

**議案第 8 号**

平成30年度新利根川土地改良区一般会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れについて

**議案第 9 号**

平成30年度新利根川土地改良区一般会計予算内一時借入金について

**議案第10号**

平成30年度新利根川土地改良区余裕金の預入先金融機関について

**議案第11号**

平成30年度新利根川土地改良区役員の報酬・賞与・手当・旅費について

**議案第12号**

平成30年度特別会計基本財産積立金収支予算について

**議案第13号**

平成30年度特別会計償還準備積立金収支予算について

**議案第14号**

平成30年度特別会計財政調整積立金収支予算について

**議案第15号**

平成30年度特別会計機材償却積立金収支予算について

**議案第16号**

平成30年度特別会計土地改良施設整備基金積立金収支予算について

**議案第17号**

平成30年度特別会計退職給与積立金収支予算について

**議案第18号**

平成30年度特別会計基幹水利施設管理事業収支予算について

**議案第19号**

平成30年度特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について

**議案第20号**

平成30年度特別会計償還金収支予算について

**議案第21号**

平成30年度新利根川土地改良区経常賦課金、県営灌排賦課金賦課率及び徴収期限について

**議案第22号**

平成30年度特別会計償還金賦課率及び徴収期限について

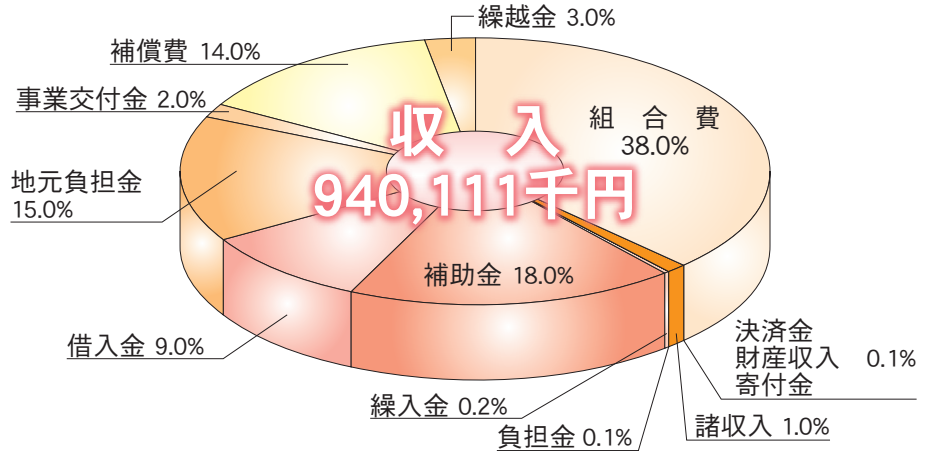
# 平成30年度 予算のあらまし

## 一般会計 収支共 940,111千円

### ■一般会計予算

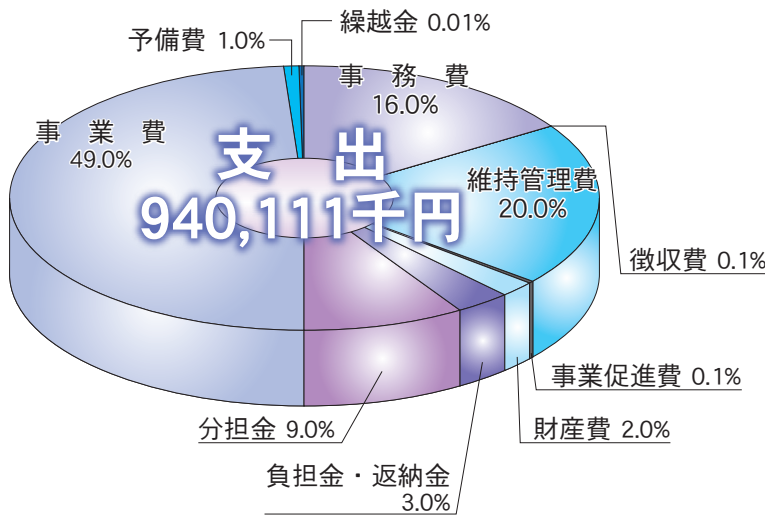
#### ●収入

項目	金額(千円)	割合(%)
組合費	353,333	38.0
決済金	10	0.1
財産収入	10	
寄付金	1	
諸収入	10,502	
負担金	1,201	0.1
繰入金	1,433	0.2
補助金	170,979	18.0
借入金	88,306	9.0
地元負担金	143,738	15.0
事業交付金	14,553	2.0
補償金	130,000	14.0
繰越金	26,045	3.0
計	940,111	100.0



#### ●支出

項目	金額(千円)	割合(%)
事務費	152,017	16.0
徴収費	1,151	0.1
維持管理費	191,094	20.0
事業促進費	1,200	0.1
財産費	16,948	2.0
負担金	25,024	3.0
返納金	1	0.0
分担金	88,307	9.0
事業費	459,269	49.0
予備費	5,000	1.0
繰越金	100	0.01
計	940,111	100.0



### ■特別会計予算

会計名	予算額(千円)	内容
基幹水利施設管理事業	223,081	国営施設の管理(稲敷市より受託)
償還金	360,638	県営灌排・団体営事業等償還

## 平成30年度の事業実施計画について

### 1. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1用水機場地区 (556.7ha)

- ・事業費：373,000,000 円
- ・施行年度：H26年度～H31年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 2,580,000 円
- ・事業の内容：電気設備工

### 2. 土地改良施設維持管理適正化事業 第39期生 新利根川地区(脇川用水機場)

- (136.8ha)
- ・事業費：16,170,000 円
  - ・施行年度：H30年度
  - ・本年度予算額：事業費 当初 14,700,000 円
  - ・事業の内容：ポンプ・電動機その他整備

### 3. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区 (代表市町・稲敷市より受託) (7,030ha)

- ・事業費：239,560,000 円
- ・管理受託：222,930,000 円
- ・施行年度：H30年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 222,930,000 円
- ・事業の内容：ポンプ・電動機・変圧器・その他一式 電力料 一式

### 4. 農業基盤整備促進事業 新利根川沿岸6期地区

- (代表市町・稲敷市より受託) (5,716.0ha)
- ・事業費：88,000,000 円
  - ・管理年度：H30年度
  - ・本年度予算額：事業費 当初 80,000,000 円
  - ・事業の内容：ポンプ・電動機・制御設備・減速機・排水路護岸工・その他一式

### 5. 農業生産基盤整備事業 東大沼地区(11ha)・新田地区(10ha)・西の洲第1機場・西の洲第2機場 (52.9ha)

- ・事業費：220,881,000 円
- ・施行年度：H30年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 200,800,000 円
- ・事業の内容：東大沼 新田排水路護岸工・西の洲機場及び排水路護岸工

### 6. 補償事業 稲敷市道横断パイプライン移設工事

- ・事業費：130,000,000 円
- ・施行年度：H30年度
- ・本年度予算額：事業費 当初 130,000,000 円
- ・事業の内容：φ 600mm・φ 500mm×3ヶ所・φ 200mm・φ 150mm



## 平成29年度工事・調査の実施状況

### ◆かんがい排水事業（新農業水利システム保全整備事業）（横利根川地区）

- ▲総事業費 759,300,000 円  
(負担割合：国 50%・県 25%・地元 25%)
- ▲工期 平成 18 年度～平成 29 年度
- ▲受益面積 A=273.7ha
- ▲事業内容 用水機場付帯工事  
(場内整備工、除塵設備、道路付帯工、排水路護岸工)  
送水管 L = 2,245 m 変更 L = 1,140 m  
その他 一式
- ▲平成 29 年度事業費  
当初 62,850,000 円 変更 58,003,668 円  
西代第 1 排水機場ポンプ設備工事 (水中ポンプ 2 台、遠隔操作システム一式)



### ◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第 1 用水機場地区

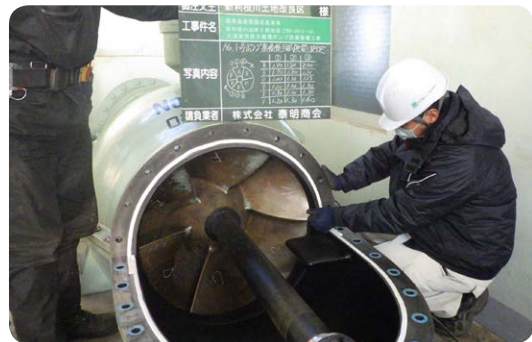
- ▲総事業費 358,000,000 円  
(負担割合：国 50%・県 25%・地元 25%)
- ▲工期 平成 26 年度～平成 31 年度
- ▲受益面積 A=556.7ha
- ▲事業内容 ポンプ設備等の改修計画
- ▲平成 29 年度事業費 3,225,000 円  
ポンプ設備付帯工事 (変圧器更新 1 台)

### ◆農業基盤整備促進事業 新利根川沿岸 5 期地区

- ▲総事業費 38,000,000 円  
(負担割合：国 50%・地元 50%)
- ▲工期 平成 29 年度
- ▲受益面積 A=5,713.0ha
- ▲事業内容 大須賀用排水機場 ポンプ設備整備工事  
十余島排水機場 ポンプ設備整備工事  
金江津排水機場 ポンプ設備整備工事  
伊崎排水機場 電気設備整備工事

### ◆土地改良施設維持管理適正化事業 第 40 期生 新利根川地区(佐原組新田用水機場)

- ▲総事業費 16,500,000 円  
(負担割合：国 30%・県 30%・地元 40%)
- ▲工期 平成 29 年度
- ▲受益面積 A=182.4ha
- ▲事業内容 ポンプ設備整備工事 (ポンプ・電動機・その他 一式)



### ◆農業生産基盤整備事業 東大沼・新田地区

- ▲総事業費 51,140,000 円  
(負担割合：県 37.5%・市 12.5%・地元 50%)
- ▲工期 平成 29 年度
- ▲受益面積 東大沼地区 A=11.0ha・新田地区 A=10.0ha
- ▲事業内容 東大沼地区排水路護岸工事・新田排水機場備整備工事

### ◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ▲総事業費 232,890,000 円  
(負担割合：国 30%・県 30%・市町 30%・地元 10%)
- ▲管理受託費 215,690,000 円
- ▲工期 平成 29 年度
- ▲受益面積 A=7,030.0ha
- ▲平成 29 年度事業費 197,920,000 円  
整備費 当初 92,500,000 円 変更 113,145,000 円
- ▲事業内容  
十余島用水機場 ポンプ設備整備工事 受電機器更新工事  
・太田金江津用水機場 電動機整備工事 ポンプ付帯設備整備工事  
通信ケーブル張替工事・伊崎排水機場 ポンプ設備整備工事  
・大須賀用排水機場 電気設備整備工事  
電力料等





## 平成 28 年度 収支決算報告

収入済額 1,927,482,785 円也  
 支出済額 1,143,187,651 円也  
 差引残高 784,295,134 円也 (次年度へ繰越)

### ■ 一般会計 ■

#### ▼収入

科 目	決 算 額	摘 要
1) 組 合 費	343,209,243	徴収率 97.06%
2) 決 済 金	498,100	農地転用決済金
3) 財 産 収 入	13,800	農林中金、県信連出資配当金
4) 寄 付 金	0	
5) 諸 収 入	7,901,070	機材使用料、他目的使用料、電柱敷地料
6) 過 年 度 収 入	4,856,800	未収賦課金
7) 負 担 金	13,490,013	事務受託費、市負担金
8) 繰 入 金	892	特別会計より
9) 補 助 金	28,350,000	国費補助金、県単事業補助金
10) 借 入 金	9,087,000	政策金融公庫より 横利根、新利根地区
11) 地 元 負 担 金	38,088,948	東大沼地区、清久島地区外
12) 事 業 交 付 金	14,580,000	清久橋向用水機場
13) 繰 越 金	21,638,420	前年度より
収 入 合 計	481,714,286	

#### ▼支出

科 目	決 算 額	摘 要
1) 事 務 費	127,956,837	報酬、手当、事務所費外
2) 徴 収 費	1,786,678	賦課金通知書郵送料、振替手数料
3) 維 持 管 理 費	172,131,931	電力料、施設管理費
4) 事 業 促 進 費	466,764	広報費
5) 財 産 費	29,933,810	特別会計へ
6) 負 担 金	22,653,920	基幹水利事業負担金外
7) 返 納 金	0	
8) 分 担 金	9,087,500	横利根地区、新利根第1機場地区
9) 事 業 費	89,691,440	東大沼地区、清久島地区外
10) 総 代 選 挙 費	754,853	選挙経費
11) 予 備 費	0	
支 出 合 計	454,463,733	12) 繰越金 27,250,553 次年度へ

◆平成28年度の決算が平成29年8月9日開催の臨時総代会で承認されました。◆

### ■ 特別会計 ■

会 計 名	収入済額	支出済額	差引残高
1) 基 本 財 産 積 立 金	630,888,502	54,374,620	576,513,882
2) 退 職 給 与 積 立 金	96,822,642	43,070,928	53,751,714
3) 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	197,994,180	197,994,180	0
4) 国 営 事 業 償 還 金	124,391,463	74,509,743	49,881,720
5) 償 還 金	395,671,712	318,774,447	76,897,265
合 計	1,445,768,499	688,723,918	757,044,581

◀ 平成28年度 賦課金の徴収状況 ▶

会計名	調定額	納入済額	未納額	未納者数	徴収率
賦課金	353,370,269	343,209,243	10,161,026	239	97.1%
償還金	332,701,055	323,098,466	9,602,589	202	97.1%
合計	686,071,324	666,307,709	19,763,615	251	97.1%

平成28年度 財産目録

平成29年5月31日調製

【資産】

単位:円 【負債】

単位:円

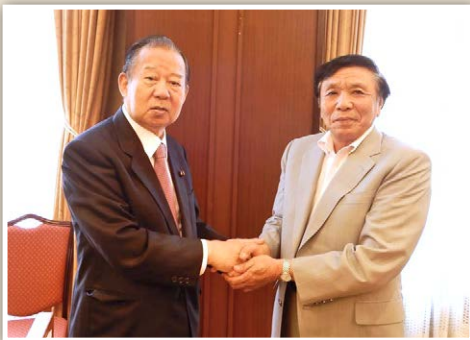
摘 要				金額	摘 要			金額
流動資産				968,178,827	長期負債			953,486,236
	現金及び預金	現金	一般会計	0		長期借入金	日本政策金融公庫	580,204,542
			特別会計	0			常陽銀行	94,288,571
		預金	一般会計	27,250,553			筑波銀行	117,697,275
			特別会計	償還金会計	77,438,890		平準化資金(JA稲敷)	129,730,000
				国営事業償還金	49,881,720		J A 稲 敷	1,285,000
						国営負担金	新利根川沿岸(一般型)	399,385
	未収金	未収賦課金	一般会計	77,709,273			新利根川沿岸(特別型)	29,881,463
			特別会計	償還金会計	71,025,043			
				国営事業償還金	33,753,263			
	特定資産	各種積立金		630,265,596				
	基本財産	出資金等		854,489				
固定資産				34,303,997	短期負債			53,751,714
	土地			21,309,876		引当金	退職給与積立引当金	37,599,562
	建物			3,017,977			退任慰労積立引当金	16,152,152
	備品			9,976,144				
資産合計				1,002,482,824	負債合計			1,007,237,950

## 総代視察研修報告

- ◆期 日 平成29年10月13日(金)～14日(土)
- ◆視 察 地 群馬県渋川市 赤城西麓土地改良区
- ◆視察内容 ● 国営かんがい排水事業「赤城西麓地区」の概要について



### ◀事業予算に関する要望活動状況▶



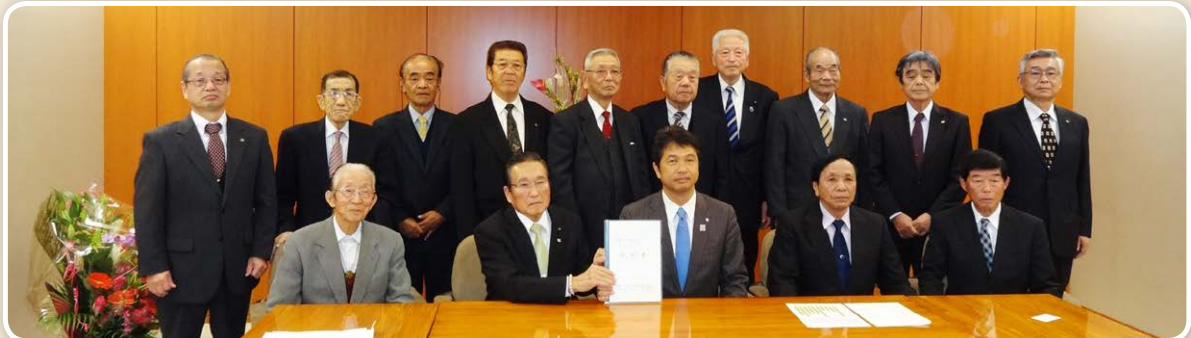
●農業農村の集いに参加 上月良祐参議院議員に要請文を提出

平成29年11月15日に全国土地改良事業団体連合会主催の「農業農村の集い」が開催されました。「平成30年度当初予算の確保」を含む5項目の要請文が決議され、茨城県土連役員として農林水産大臣政務官の上月良祐参議院議員へ要請文を提出いたしました。



●茨城県土地改良事業団体連合会役員 茨城県知事へ要望書を提出

平成29年12月6日に、横山忠市副会長他役員と共に、大井川和彦茨城県知事と面談し、「農業農村整備事業の県予算の確保に対する要望書」を知事へ提出いたしました。



※本年度も引き続き、予算確保はもとより、着実に事業推進が図られるよう要望してまいります。

◆平成30年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

前 期			
種 類	賦課率 (1,000㎡当り)	発行年月日	徴収期限
経 常 賦 課 金	田 3,150円 畑 1,050円	平成30年6月1日	平成30年7月2日
後 期			
種 類	賦課率 (1,000㎡当り)	発行年月日	徴収期限
経 常 賦 課 金	田 3,150円 畑 1,050円	平成30年9月3日	平成30年10月1日
県 営 灌 排 賦 課 金	田 4,000円 畑 2,660円		

土地改良法第37条 新利根川土地改良区定款第30条により延滞金が発生いたします。(年利14.6%)

口座振替をご利用の方は、納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。

■平成30年度 償還金賦課率一覧表

平成30年9月3日発行

地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度	地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度			
56	伊 崎 土 地 総	排	800円	H35	62	十 余 島 Ⅲ 期 土 地 総	排	1,000円	H35			
		1支	60				支排	300				
		暗	450				暗	1,520				
		パ	730				排	1,820				
57	十 余 島 Ⅰ 期 土 地 総	排	1,000	35	64	東 中 央 土 地 総	暗	2,120	35			
		暗	800				佐パ	490				
59	十 余 島 Ⅱ 期 土 地 総	排	750	35			66	金 江 津 Ⅱ 期 土 地 総		排泥	120	37
		暗	700							暗	960	
60	東 村 西 部	ほ	1,400	35	70	新 橋 地 区 経 営 体	排	2,990	41			
		暗	500				パ	210				
		護岸	250				護床	90				
		護床	500				暗	1,530				
		パ	920		71	八 筋 川 開 拓	ポ	1,500	47			
61	金 江 津 Ⅰ 期 土 地 総	支排	450	35	41	県 営 新 利 根 地 区	完 了		徴収期限 平成30年10月1日限り			
		清支	350									
		小排	500									

## 組合員の皆様へ！お願い…

### 水路を守るう！

#### ◆不法投棄は犯罪です◆

個人の場合 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰  
 法人の場合 3億円以下の罰金刑

組合員の皆様には、多面的機能支払い交付金等の活動で水路の清掃を行っていただいておりますが、未だに水路への不法投棄があります。また、廃材やモミガラを水路敷で燃やす等の行為も報告されております。これらのゴミは台風などの際に排水機場まで流され、土地改良区が処分しておりますが、その費用は貴重な賦課金から支出されます。

どうか皆様には、水路等の施設は共有の財産という認識をお守りいただき、不法投棄防止にご理解とご協力をお願いいたします。



**ゴミの  
不法投棄はしない!!  
不法投棄は  
犯罪です!!**

◆農道、用排水路の溝畔等に粗大ゴミ（テレビ・廃タイヤ・空瓶・空缶等）の不法投棄が最近多く見られます。投棄を目撃された方は、土地改良区にご一報下さい。

また、油脂類は絶対に水路へ捨てないで下さい。農作物、魚類に大きな被害を及ぼします。

#### ◆蛇口の盗難にご注意下さい◆

昨年度もパイプライン蛇口の盗難が多数発生しております。非かんがい期には蛇口を取り外す等の対策をお願いします。（用水開始時期には取付けをお願いします）

パイプライン蛇口は個人の管理となっておりますが、被害を発見された際はご連絡をお願いします。また改良区では蛇口の販売を行っておりません。





# 農地の売買を お考えのみなさんへ!

## (公社)茨城県農林振興公社がお手伝いします。

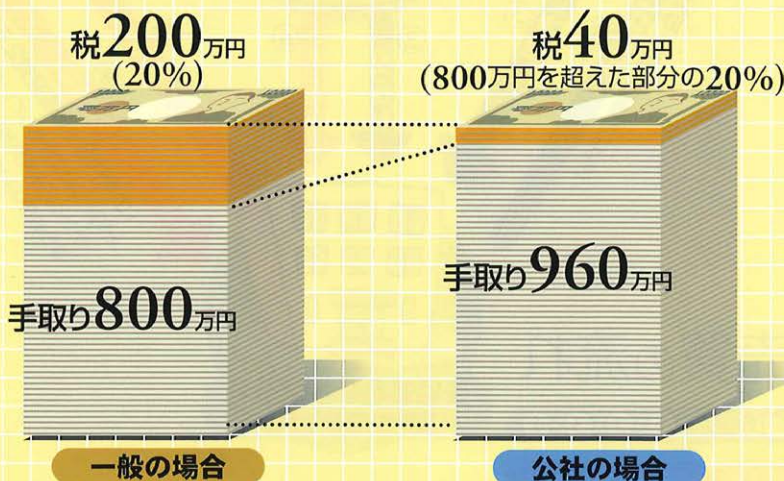
茨城県農林振興公社は、県から「農地中間管理機構」としての指定を受け、農業者の経営規模拡大、農地の集積などを支援する事業を行う、営利を目的としない公益団体です。

茨城県農林振興公社は、農業経営の規模を縮小したり、やめたいとお考えの農家から農地を買い入れ、規模拡大をご希望の農家に売り渡すことで、農業者に農地集積させ効率的な農業経営ができるよう『農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買事業)』を実施しています。

### 農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買)が適用になると...

1. 公益団体である公社が間に立つので、安心して売買をお任せいただけます。
2. 農地売買に係る届出・許可申請・登記等の手続きは、公社が行います。
3. 公社に売り渡した場合、譲渡所得税の特別控除が800万円(買入協議が成立した場合には1,500万円)まで受けられます。

例えば 1,000万円の売り渡しの場合(長期譲渡の例)



※上記は比較のための表であり、あくまでも目安です。

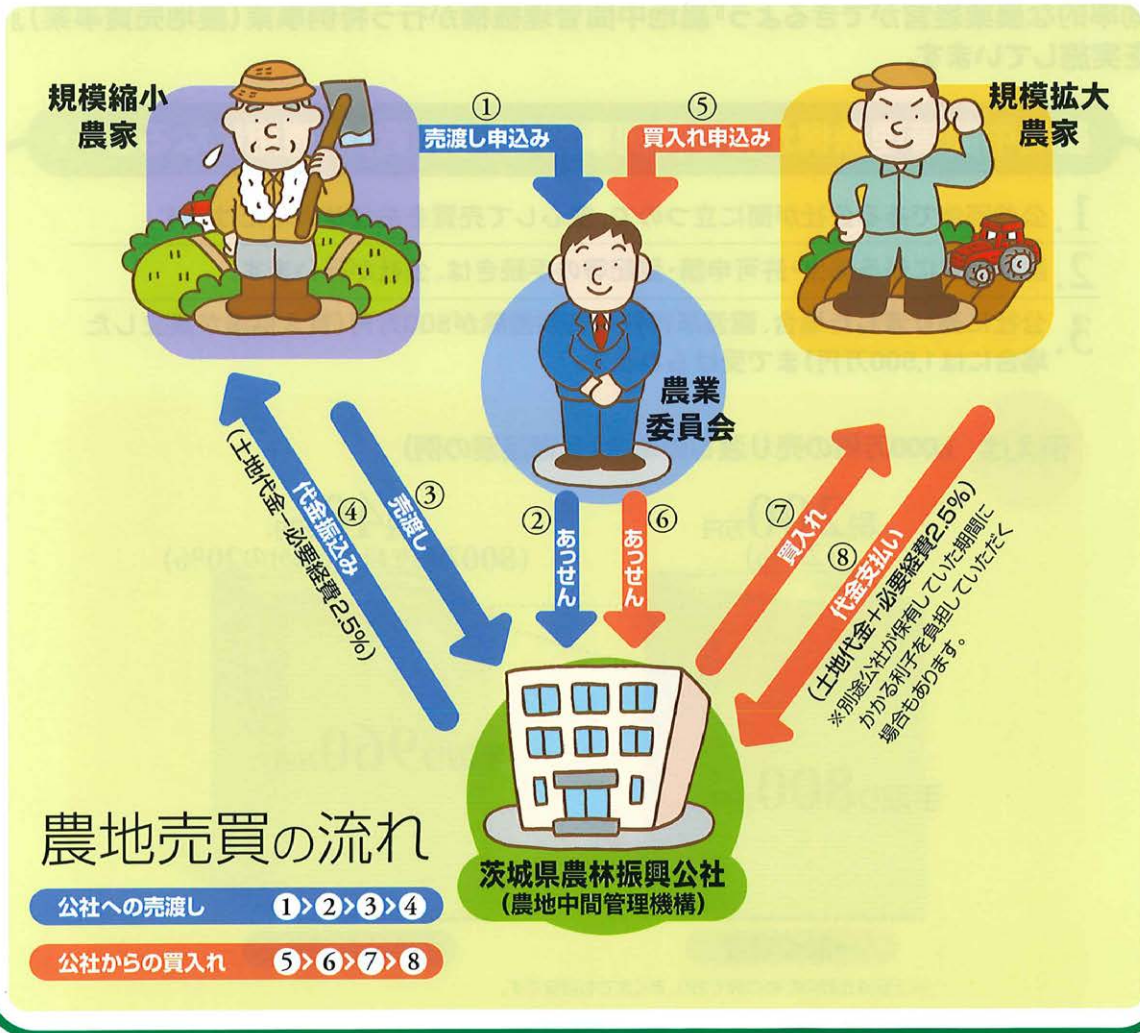
安心

信頼

簡単

### 農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買)の適用要件は…

- 対象農地** ●農業振興地域・農用地区域内の農地であること。  
※農地の状況によりましては、ご希望に沿えない場合もございます。  
詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。
- 買入価格** ●近傍類似の取引価格を参考として、農業委員会の意見を聴いて定めます。  
※買入価格=㎡当り単価×面積
- 売渡し相手方の主な要件** ●主としてその農業経営に従事すると認められる農業者であること。  
●農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上であること。

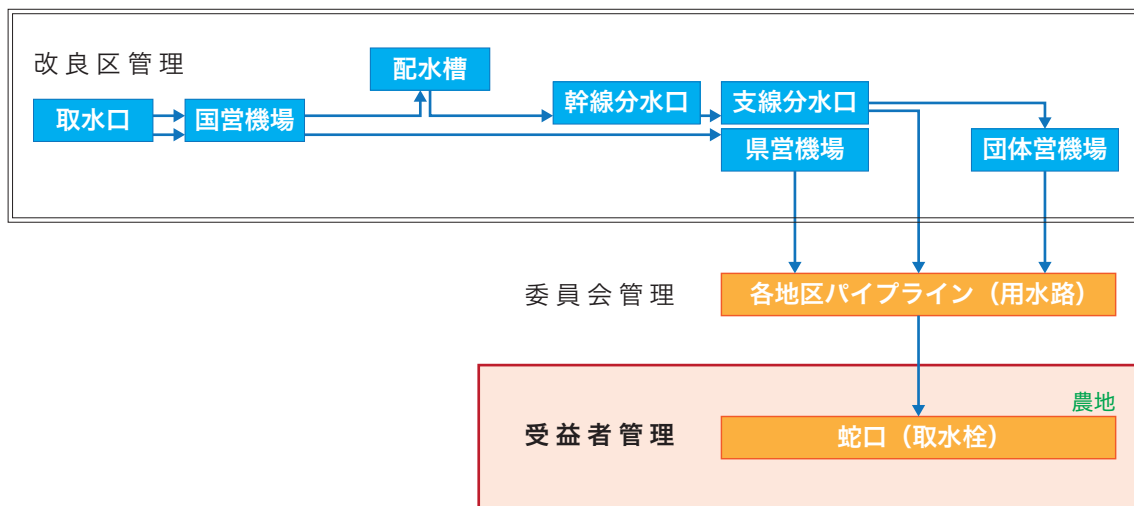


お問い合わせは、最寄りの市町村農業委員会または茨城県農林振興公社へ  
 (公社)茨城県農林振興公社 水戸市上国井町3118番地1 TEL.029(239)7131(代)

## ◆維持管理区分◆

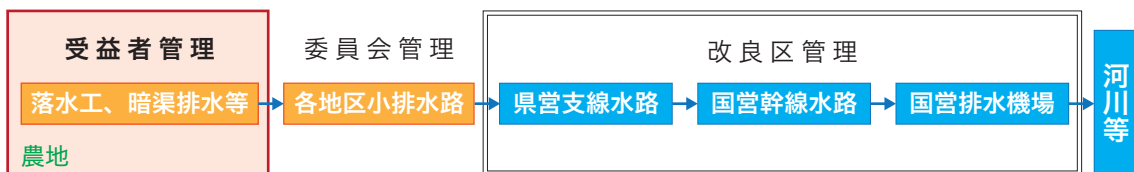
国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理は改良区が、県団体営機場については、整備を改良区が行い、操作及び日常の点検管理・清掃等を地区管理委員会に委託しております。又、地区の用水路（パイプライン）・小排水路等は管理委員会が、取水栓（蛇口）落水工・暗渠排水等は、受益者の管理となっております。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路（パイプライン）受益者等管理の取水栓（蛇口）等に枝分かれしながら水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ支線排水路・幹線排水路を経由して、遊水池に集り溜まった水を、排水機場によりポンプアップして一級河川等に排水しております。

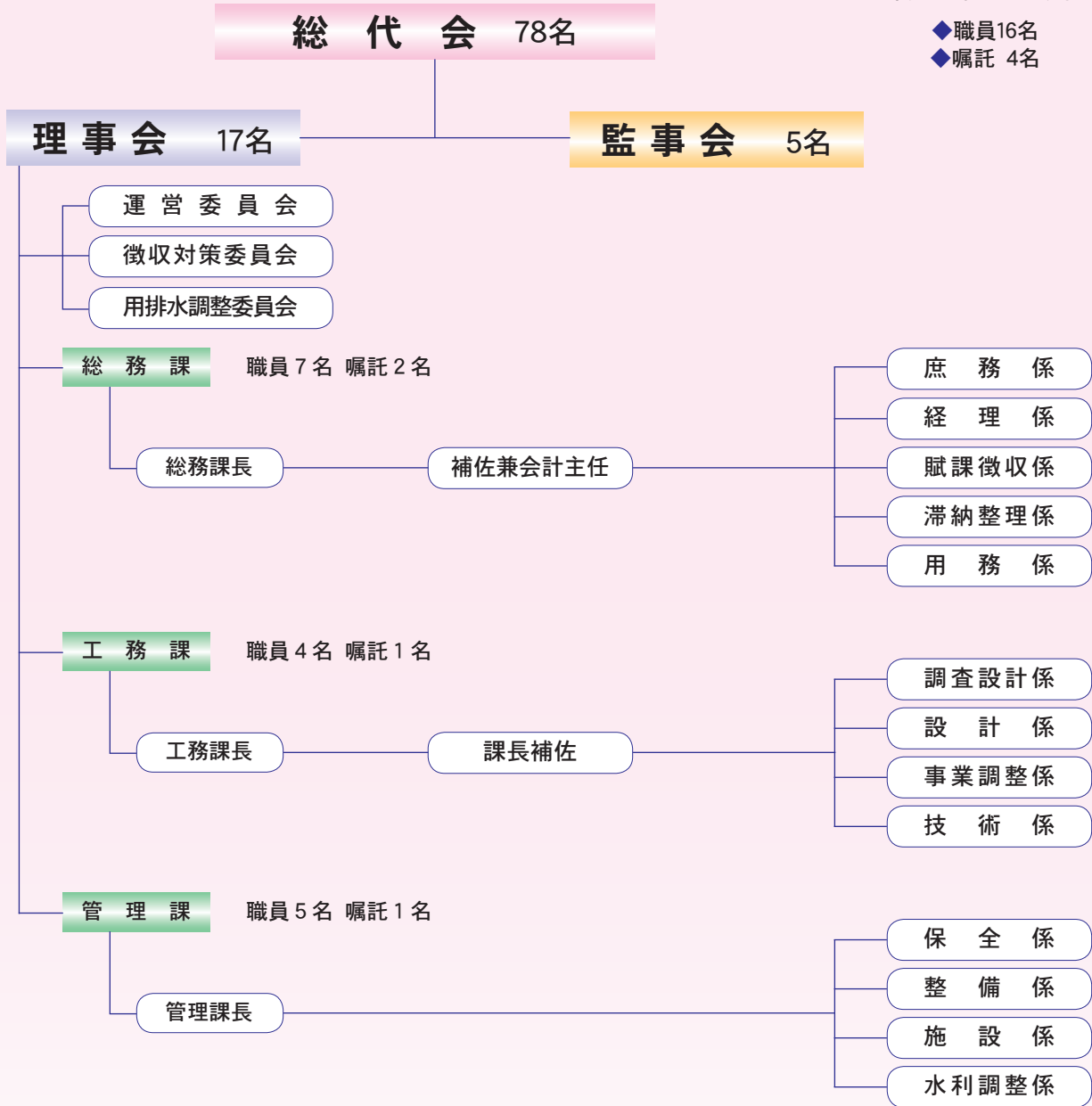
当改良区は原則として施設末端まで管理しておりません。  
用排水に関するご相談は、まずは各地区管理委員会へお願いします。



# 新利根川土地改良区機構図

平成30年4月1日現在

- ◆職員16名
- ◆嘱託 4名



## 平成30年度 管理委員長名簿

系統	施設名	地区名	管理委員長	系統	施設名	地区名	管理委員長			
新利根川	十余島用水機場	上之島	平野 敦司	排水	平須排水機場	西部平須	高木 一浩			
		新川	黒田 京治		新平須機場	新平須	上野 裕			
		結佐六角用水機場	結佐		大録 豊	内沼排水機場	金江津内沼宮前	高橋 衛		
		手賀八千石用水機場	手賀組新田	水飼 正実	井戸	神宮寺第一機場	神宮寺	関川 昭		
		十余島南用水機場	八千石	高嶋 旬		神宮寺第二機場				
	佐原組新田用水機場	四ッ谷	風間 敏功	神宮寺第三機場						
	新利根川	大須賀用水機場	曲瀧	塚本 保夫	北水路	谷中第一機場	谷中	濱田 昭一		
			押砂	吉田 光吉		谷中第二機場				
			尾島第1機場	尾島		高須 恵悟				
			太田系	上須田	栗山 康	霞ヶ浦	草場・尾島第二機場	草場尾島第二	野村 守	
				下須田	黒田 和也		伊崎水門	野田奈川干拓	宮本 重信	
				阿波崎	根本 三雄		伊崎西揚水機場			
				金江津系	伊佐部	鳥羽 健	南水路	新田機場	新田組合	平山 和人
					四箇(須賀津東・甘田・阿波崎)	平野 由雄		西の洲揚水機場	西の洲	小貫 勉
					甘田南	平野 直		西の洲排水機場	西ノ洲北用排水路調整協議会	
					釜井	永長 秀敏	利根川	西の洲北揚水機場	"	
		幸田			郡 良雄	西の洲北・弁天水門		"		
		中島			平山 與衛	野田奈機場		野田奈川干拓	宮本 重信	
		水利調整員			大須賀系	蛭原 一	浜田組合機場	浜田組合	小貫 弘	
		水利調整員	太田系		土肥 徳良	浜田機場				
		大須賀北部機場	大須賀北部		山口 輝雄	横利根川	須賀津用水機場	四箇(須賀津西・馬渡)	平野 由雄	
		分水工	東村西部 福田		渡辺 良一		須賀津排水機場			
			東村西部 市崎	山口 一元	須賀津水門					
			東村西部 町田	篠原 清	馬渡用水機場					
			東村西部 大沼	松本 正一	馬渡排水機場					
		東大沼機場	東大沼	甲賀 松夫	余津谷機場	余津谷	佃 貫之			
		分水工	清水	坂本 旭	流作用水機場	流作	大録 豊			
太田池			松田 彦一	境島機場	境島	羽生 猛				
駒塚			小川 昌一	八筋川開拓第1機場	八筋川開拓	深澤 義男				
太田下			土肥 徳良	八筋川開拓第2機場						
太田上			宮内 修	東六区八筋川用水機場	西代ト杭	鏡田 裕一				
柴崎			松浦 規	東六区八筋川排水機場						
脇川用水機場		脇川	秋元 正治	西代用水機場	西代1、2	大戸 常男				
清久島橋向用水機場	橋向	根本 掌吉	西代第2排水機場							
新利根第一機場	清久島	大野 孝	西代中島機場	西代中島	太田 正美					
	福田おてい	渡辺 良一								
	平須用水機場	西部平須	高木 一浩							
	分水工	大浦	高橋 克雄							
	十平用水機場	十三間戸	海保 喜一							
	新橋用水機場	新橋	森川 丈夫							
金江津用水機場	金江津内沼宮前	高橋 衛								
分水工	桑山新田	武田 明								
新利根第一機場	新利根	篠田 孝								

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせが直接土地改良区に寄せられますが、地区のパイプライン、排水路に関しては、地区管理委員会が管理しております。  
ご理解と、ご協力をお願いいたします。

## お知らせ

### 「役員の改選」来春に！

当土地改良区の役員（理事・監事）の任期は、平成31年4月3日をもって満了となります。

役員選挙は、定款及び役員選挙規程により、任期満了の日前60日から10日までに、総代会において選挙を行うことが定められております。

理事の定数は17名、監事の定数は5名です。

役員は各被選挙区につき、その区域に所属する組合員の中から選挙いたします。

各被選挙区から選挙すべき役員の定数は次の通りです。

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理 事	監 事
第一被選挙区	稲敷市 伊崎・戌渡・柴崎・太田・下太田・南太田・寺内・小野・堀川・伊佐津	3名	1名
第二被選挙区	稲敷市 桑山・駒塚・椎塚・高田	1名	
第三被選挙区	稲敷市 浮島・阿波・甘田・須賀津・四箇・神宮寺・上馬渡・下馬渡	3名	1名
第四被選挙区	稲敷市 新橋・清水・町田・東大沼・市崎・福田・中島・幸田・脇川・釜井・伊佐部・阿波崎・下須田・清久島・余津谷・橋向・押沙・曲渕・四ツ谷・六角・結佐・八千石・佐原組新田・手賀組新田・上須田・上之島・石納・佐原下手・西代・八筋川・境島	7名	2名
第五被選挙区	河内町 長竿・片巻・下加納・和銅谷・金江津・平川・十三間戸	3名	1名



## このような時は必ず届出が必要となります。

### 組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。  
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員が亡くなられたとき。
- ◆住所の変更。

### 農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった
- ◆**決済金の納付が必要です。**

### 改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入り口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆**使用料が発生する場合があります。**



組合員資格得喪通知書  
口座振替の変更もお願いします。



農地転用届  
地区除外申請書  
施設使用承認書



他目的使用申請書  
施設使用承認書

土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられております。  
公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出が無ければ、賦課金等の変更はできません。

## ご注意ください！【農地の売買や借入をするとき】

賦課金の未納がある農地を売買・借入等すると、法律により、新しい耕作者が未納金の支払い義務を負うこととなります（土地改良法42条1項）。

滞納があることを知らなかった場合でも、滞納のある農地の所有権を得たり、農業委員会を通して利用権の設定を受けてしまうと、法律上、未納金の支払い義務を免れることができなくなってしまいますので、農地を購入したり、利用権の設置を受けるときは、その土地に土地改良費の滞納がないか、必ず事前に確認してから契約を締結するよう、ご注意ください。

### あしがき

穏やかな天候に恵まれ、田植えもほぼ終わった頃かと思えます。当地区においても、農地の集積が本格化してまいりました。今後の事業補助制度等は担い手への農地の集積と集約が必須条件となってきます。

担い手となった農家は、今後経営者として他の地域や国と競争してゆかなければなりません。

土地改良区としても農地が集積されれば、組合員が減ることになり、施設の維持管理や運営体制もそれらに対応する事が求められます。時勢の変化と皆様のご期待に応えられるよう努めてまいりますので、引き続き組合員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

